**｢アピオあおもり｣グループ団体登録要領**

（目的）

1. この要領は、「アピオあおもり」の利用促進と利用者間の交流を図るため、当会館を利用するグループ・団体（以下「団体等」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものである。

（登録の要件）

1. 登録できる団体等は、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とした活動をしている団体及び、子育て支援社会の実現を目的とした活動をしている団体等で、次の各号に定める要件を満たすものとする。

（1）継続的に活動していること

（2）特定の宗教及び政治活動、営利活動を目的としないこと

（3）青森県内で活動していること

（登録の申込）

1. 団体登録は、アピオあおもりで随時受け付けるものとする。

2　　　登録しようとする団体等は、団体等登録申込書（以下「登録申込書」という。）をアピオあおもり館長（以下「館長」という。）あて、次の各号に掲げる書類を添付し提出するものとする。

（1）団体等の会則等の写し

（2）会員名簿（役員名を明記しているもの）

（3）収支、事業概要を記載した書面

（4）その他必要と認める参考資料

（登録の審査）

1. 館長は、前条に規定する登録申込書及びその添付書類について、その内容を審査し、適正と認めるときは、県に協議する。

2　　　館長は、県と協議した結果を、登録申込書を提出した団体等に通知するものとする。

（登録の有効期間）

1. 登録の有効期間は、登録をした日にかかわらず、毎年3月末までとする。

（登録の更新）

1. 登録された団体等は、前条の期間を経過する1ヶ月前から登録の更新の手続きをすることができる。

2　　　前項に規定する更新手続きについては、第3条及び第4条の例による。

（登録内容の変更等）

1. 登録された団体等は、登録申込書の記載事項もしくは第3条第2項に規定する書類の記載事項に変更があったとき又は登録を消すときは、速やかに変更又は取り消しの手続きを行うものとする。

（登録の取消）

1. 登録を受けた団体等で、次の各号の一つに該当するとき館長は、当該団体等の登録を取消すことができる。この場合においては、当該団体等に対し登録を取消した旨を通知するものとする。

（1）第2条に規定する登録の要件を欠いたとき。

（2）登録にあたり、登録申込書の記載内容又は第3条第2項に規定する添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。

（3）関係諸規定等の諸条件を遵守しないとき。

（4）第6条に規定する登録の更新の手続きをしないとき。

（設備の利用）

1. 登録団体は、次の設備を利用することができる。
2. 団体事務室
3. グループ活動室
4. ワーキングルーム
5. 団体事務室・グループ活動室内ロッカー
6. 団体事務室・ワーキングルーム・グループ活動室の棚

2　　　ただし、前項（エ）及び（オ）の設備については、利用希望団体が多数の場合は抽選とする。

附　則

　この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附　則

　この要領は、平成17年3月24日から施行する。

附　則

　この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

　この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

　この要領は、平成21年10月5日から施行する。

附　則

　この要領は、平成28年7月1日から施行する。